

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日とする)

目次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 飼料の試験の結果の概要
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 基本測量の終了
- 都市計画の変更に係る案の縦覧(五件)
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 公 告 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施

告 示

鳥取県告示第五十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和五十四年一月四日	下山 医 院	米子市末広町四〇

鳥取県告示第五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十三年十月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製造 (輸入) 年月日	試 験 結 果 の 概 要										備考			
				粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リン	揮発性 窒素	水性 窒素	消化 率	ND		CP	TDN	ME
神戸市 兼三株式会社 飼料工場	鳥取市 中村産業株式会社	マルニス印配合飼料 成鶏タカラ	53. 9	16.4	8.0	2.5	10.8	3.47	0.40	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 昭和産業株式会社 神戸飼料工場	鳥取市 株式会社ケンパン	マルニ印配合飼料 成鶏用グリア	53. 9	16.6	3.5	2.4	11.7	3.63	0.62	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取市 倉谷魚粉製造所	同 左	50.0%魚粉	53. 9	61.1	—	—	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 近畿くみあい飼料 株式会社本社 工場	鳥取市 鳥取県経済農業協 同組合連合会 鳥取支所	くみあい配合飼料 ピグエースエクス トラ	53.10	17.8	4.0	2.0	4.4	0.60	0.55	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料 種豚用ハイブリード	53. 9	16.3	3.2	4.0	5.3	0.73	0.64	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい標準配合飼料 育雛用後期	53. 9	14.5	3.7	3.6	5.8	1.00	0.75	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグラッシュ16	53. 9	16.6	4.1	2.2	10.5	3.18	0.67	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい標準配合飼料 育雛用前期	53. 9	18.6	4.1	3.0	6.0	1.14	0.73	—	—	—	—	—	—	—	—

坂出市 農協飼糧株式会社 坂出工場	倉吉市 鳥取ノーサン飼料 株式会社倉吉支店	規)くみあい配合飼料 ニューキングビーフ後期	53.10	13.7	4.3	4.1	5.1	0.63	0.55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		くみあい配合飼料 モーレット	53.10	22.0	4.9	3.0	6.0	1.04	0.59	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)くみあい配合飼料 スーパーフレック	53.10	13.0	3.3	5.0	4.9	0.67	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	倉吉市 鳥取ノーサン飼料 株式会社倉吉支店	ノーサン印肉用種鶏飼育 用配合飼料 フロッシュS	53.10	16.7	3.2	2.3	9.6	2.97	0.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		ノーサン印種豚飼育用配 合飼料 特製しゅとん用	53.10	15.6	3.9	3.1	5.0	0.80	0.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)ノーサン印成鶏飼育 用配合飼料 L-100	53.10	17.4	3.9	2.0	9.9	3.13	0.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ノーサン印成鶏飼育用配 合飼料 L-110	53.10	15.3	3.9	1.9	9.2	2.85	0.65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ノーサン印ブロイラー肥 育前期用配合飼料 ジョ イスタークラソナル	53.9	23.1	6.0	2.2	5.0	0.89	0.72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	倉吉市 鳥取ノーサン飼料 株式会社イナキ	ノーサン印若令肉用牛青 成用配合飼料 モアビー フAペレット	53.10	15.3	3.0	4.8	6.2	0.96	0.56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		規)ノーサン印ブロイラ ー肥育後期用配合飼料 フロイラーS	53.10	19.2	5.7	1.9	4.9	1.00	0.64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

神戸市 日本農産工業株式 会社 神戸工場	鳥取市 鳥取ノーサン飼料 株式会社	規)ノーサン印子豚育成 用配合飼料 パクトン子 豚ペレット	53.9	17.0	3.1	2.4	4.8	0.77	0.56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ノーサン印幼すう育成用 配合飼料 チックフード	53.10	20.4	3.2	2.6	5.8	1.10	0.68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)ノーサン印子豚育成 用配合飼料 ハイスマー トM	53.10	16.3	3.7	2.1	4.4	0.65	0.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)ノーサン印子豚人工 乳後期用配合飼料 ミル コBペレット	53.9	19.2	5.0	1.9	4.6	0.74	0.56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市 日本配合飼料株式 会社 神戸工場	東伯町 大山乳業農業協同 組合	三井印乳用牛飼育用配合 飼料 伯耆大山ペレット	53.9	17.6	3.1	5.7	7.2	1.19	0.73	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小野市 全国酪農業協同組 合連合会 関西飼 料工場		規)ゴールドカーフスタ ーター	53.10	19.3	2.8	4.9	6.5	0.85	0.69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)全酪2号ペレット	53.10	17.4	2.7	5.3	7.1	0.97	0.60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づき規格適合表示であることを示す。

鳥取県告示第五十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基
づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定

により告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
七十	倉見栄一	八頭郡八東町三浦二一〇	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	倉見栄一苗畑	八頭郡八東町三浦
七十二	倉見文男	八頭郡八東町三浦一六四	幼苗及び幼苗以外の苗木育成	倉見文男苗畑	八頭郡八東町三浦

鳥取県告示第五十八号

昭和五十三年九月二十二日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良(重山区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十九号

昭和五十三年十二月十九日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(西地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十号

昭和五十三年十二月十九日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(口絹屋地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五

項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

昭和五十三年十二月二十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（父原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

昭和五十三年七月十三日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（来日地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（土地利用調査）

二 作業地域

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、河原町、気高町、青谷町、鹿野町、西伯町、会見町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び岸本町

三 終了年月日

昭和五十三年十二月二十日

鳥取県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明及び字六万坊

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、字上浜及び字上小路ノ式、湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町南五丁目、秋里字下壱町ケ坪、字三嶋及び字外河原、商栄町、浜坂字下河原壱、字西ノ前及び字東浜、江津字三嶋河原、古海字西榎田、字東榎田及び字西河原上並びに東町二丁目
削除する部分
鳥取市古海字町田東並びに久末字長砂裏、字上長砂、字橋本田及び字曲り風

2 市街化調整区域

追加する部分

鳥取市久末字上長砂、字橋本田及び字曲り風、並びに布袋字上ミ樋詰、字樋詰、字道久、字東、字土居ノ内、字上岸ノ下、字下岸ノ下、字扇字田、字高下田、字袖ノ木及び字古宮並びに小沢見字尾崎地先から浜坂字東浜地先の公有水面
変更する部分

鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明、字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、字上浜及び字上小路ノ式、湖山町北五

丁目、湖山町南五丁目、秋里字下壱町ケ坪、字三嶋及び字外河原、
 商栄町、浜坂字下河原壱、字西ノ前及び字東浜、江津字三嶋河原、
 古海字西河原上及び字町田東、東町二丁目並びに久末字長砂裏
 削除する部分

鳥取市賀露町字六万坊、湖山町北三丁目並びに古海字西榎田及び
 字東榎田

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五番地ノ一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和五十四年一月二十三日から同年二月六日まで

鳥取県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第一種住居専用地域

変更する部分
 鳥取市浜坂字東浜

2 第二種住居専用地域

変更する部分

鳥取市湖山町北三丁目、湖山町北五丁目、湖山町南五丁目、浜坂字下河原壱及び字西ノ前並びに江津字三嶋河原

3 住居地域

追加する部分

鳥取市賀露町字米倉、字海岸、字神明及び字六万坊

変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字湊ノ一、字切戸、字下小路、字中小路、字上小路ノ式及び字上浜、江津字三嶋河原、秋里字三嶋及び字外河原、東町二丁目、立川町五丁目、吉方温泉四丁目並びに大杙字北崎及び字八反田

4 準工業地域

変更する部分

鳥取市商栄町、立川町五丁目、吉方温泉四丁目並びに大杙字北崎及び字八反田

5 工業専用地域

変更する部分

鳥取市秋里字下壱町ケ坪並びに古海字西榎田、字東榎田及び字西河原上

削除する部分

鳥取市古海字町田東並びに久末字長砂裏、字上長砂、字橋本田及び字曲り風

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五番地ノ一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和五十四年一月二十三日から同年二月六日まで

鳥取県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 市街化区域

追加する部分

米子市安倍字荒神森北、字荒神谷及び字清水尻、彦名町字一番川、

皆生字小パイ、字上沖林、字長谷、字下屋敷及び字東林ノ上、上

福原字西元屋敷、並びに中島字下古池井手添、字上古池井手添、

字下井手中江及び字井手中江、並びに境港市昭和町九ノ四番地先

県有地並びに上道町字神岬から福定町字笠津向までの地先国有地

及び当該国有地先公有水面

変更する部分

米子市安倍字荒神森及び字船入、彦名町字二番川、西福原字堀川

尻乙、祇園町二丁目、陰田町、大谷町、西町、皆生字西雁座、字

東雁座、字沖河端、字上野浪新田、字丸池及び字林田、東福原字

茶屋ノ内及び字南原東、中島字大東沢、字井手辺、字屋敷、字荒

神貳及び字上井手中江、旗ヶ崎、安倍、並びに灘町三丁目並びに

境港市外江町字油田、字内荒山及び字外荒山

2 市街化調整区域

追加する部分

米子市上安曇字深田、字大亀塚、字上ヲトウジ、字大塚及び字下

ヲトウジ、水浜字地アミ、字八反田、字踊橋及び字屋敷並びに二

本木字南砂田、字豆田、字板橋及び字下河原

変更する部分

米子市西福原字堀川尻乙、安倍字荒神森北、字荒神谷、字清水尻

及び字船入、彦名町字一番川及び字二番川、皆生字東雁座、字西

雁座、字小パイ、字沖河端、字上野浪新田、字上沖林、字東林ノ

上、字下屋敷、字林田及び字長谷、上福原字西元屋敷、祇園町二

丁目、陰田町並びに大谷町

削除する部分

米子市安倍字荒神森、皆生字丸池、東福原字茶屋ノ内及び字南原東並びに中島字大東沢、字下古池井手添、字上古池井手添、字下井手中江、字井手中江、字上井手中江、字井手辺、字屋敷及び字荒神貳

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所
境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

西伯郡日吉津村日吉津八七二ノ一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和五十四年一月二十三日から同年二月六日まで

鳥取県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

1 第二種住居専用地域

追加する部分

米子市皆生字長谷、字下屋敷及び字東林ノ上、上福原字西元屋敷、中島字下古池井手添、字上古池井手添、字下井手中江及び字井手中江、安倍字荒神森北、字荒神谷及び字清水尻並びに彦名町字一番川

変更する部分

米子市皆生字丸池及び字林田、東福原字茶屋ノ内及び字南原東並びに安倍字荒神森

2 住居地域

追加する部分

米子市皆生字小バイ及び字上沖林

変更する部分

米子市祇園町二丁目、西町、皆生字西雁座、字東雁座、字沖河端及び字上野浪新田、西福原字堀川尻乙、安倍字船入並びに彦名町字二番川

3 準工業地域

追加する部分

境港市外江町字油田及び字内荒山、昭和町九ノ四番地地先県有地並びに上道町字神岬から福定町字笹津向までの地先国有地及び当該国有地地先公有水面

変更する部分

米子市祇園町二丁目、陰田町、大谷町並びに境港市昭和町及び外江町字外荒山

4 工業地域

変更する部分

米子市安倍字船入、彦名町字二番川、富益町字新開九、旗ヶ崎、安倍及び灘町三丁目

5 工業専用地域

変更する部分

境港市昭和町

三 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

境港市上道町一六〇〇番地 境港市役所

西伯郡日吉津村日吉津八七二ノ一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

昭和五十四年一月二十三日から同年二月六日まで

鳥取県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道
天神川流域下水道

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市上井字外下河原、字下河原、字土手藪、字源平田、字新土手及び字土手根、山根字内河原及び字一本木、伊木字土手根、字下河原、字中河原及び字上河原並びに巖城字下河原、字渡シ河原、字伊木渡及び渡り上り

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市菱町七二番地 倉吉市役所

東伯郡関金町大字関金宿一、一七五番地 関金町役場

東伯郡羽合町大字久留一九番地一 羽合町役場

東伯郡東郷町大字引地四〇番地一四七 東郷町役場

東伯郡三朝町大字大瀬九九九番地二 三朝町役場

東伯郡北条町大字土下一一二番地 北条町役場

四 縦覧期間

昭和五十四年一月二十三日から同年二月六日まで

鳥取県告示第六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月二十九日 鳥取県指令受都計第二四四十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東金田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市土橋町二番三五号

光和建设株式会社

取締役社長 内田恭一

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和54年 1月23日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

学科試験 昭和54年 2月21日（水） 午前 9 時から

実地試験 昭和54年 2月22日（木） 午前 9 時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験願書の提出期限

昭和54年 2月 3 日（郵送の場合は、昭和54年 2月 3 日までの消印のあるものは、有効とする。）

4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせると。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む）】